

令和5年度

環境情報協議会

施工内容と環境配慮対策

令和5年6月26日
上川総合振興局

事業と整備内容

事業名	概要	主な整備内容
農地整備事業（中山間地域型） 農地整備事業（経営体育成型）	水田の整備	区画整理（整地工）、暗渠排水、用水路、排水路等の整備をする。
水利施設等保全高度化事業 （畑地帯総合整備中山間地域型）	畑の整備	区画整理（整地工）、暗渠排水、排水路、畑の用水路の整備をする。
水利施設等保全高度化事業 （基幹水利施設保全型）	用・排水路の整備	用水路・排水路の整備をする。
水利施設等保全高度化事業 （基幹水利施設整備型）	用・排水路の整備	用水路・排水路の整備をする。

区画整理 (整地工)

水田

小区画ほ場

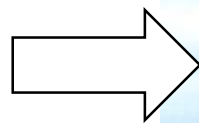


大区画ほ場



小さなほ場を大きくする。

区画整理（整地工） 畑



均一な傾斜の畑をつくる。

区画整理（整地工）施工状況



暗渠排水の整備

現況



施工イメージ



完成イメージ



用水路・排水路の整備



石礫除去（除れき）

① 工事着手前



③ 採礫工事状況2



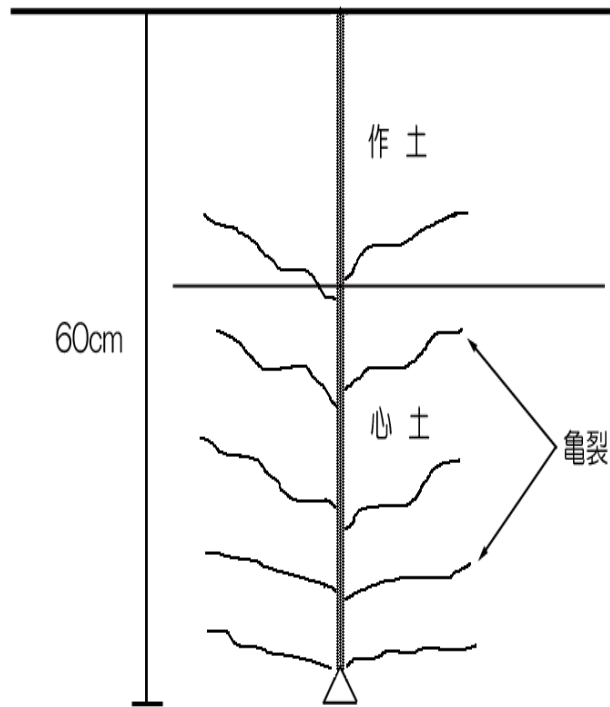
② 採礫工事状況1



④ 埋め戻し



心土破碎



作土下の下層が堅い場合 (事業要件：ち密度 2.1 以上)

農業農村整備事業における環境配慮対策

想定される生態系への影響

- 工事による、周囲の野生動物等への影響
- 工事に伴う土砂や濁水の流出等による、周囲の河川への影響
- 工事に使用する機械の騒音や排気ガスによる、周囲の環境への影響

想定される景観への影響

- 事業を実施することで、今ある美しい田園農村景観を損なう恐れがある
- 事業を実施しない場合、担い手への農地集積が進まず、未整備ほ場は耕作放棄地となり、美しい田園農村景観を損なう恐れがある

農業農村整備事業における環境配慮対策

▶環境配慮対策

- 地域整備要望・事業の目的と地域環境への影響に配慮・調整された事業とする。
- 施工時には周辺環境への影響がないよう、降雨時の土工を極力避けたり、土砂の流出や汚濁水の発生を軽減する釜場や沈砂池等を設けるなどの対応を行う。
- 工事による騒音や温室効果ガスの環境への影響に配慮し、使用する作業機械や施工時期について十分に留意する。

▶景観配慮

- 事業により、周囲の田園環境との調和が乱されないよう留意する。
- 事業を行うことで、豊かな農村景観を維持できるようにする。

作業機械例

低騒音・排出ガス対応機械



土木工事における濁水防止事例



釜場、沈砂池



汚濁水流出防止水槽



当所北外1地区 42工区		水替え状況
工種	整地工	
機番	7月15日	
測点	北23-1-2-1	
掘削寸法		
敷設寸法		



農地整備における整地工に係る法面の植生について

- ・ ほ場（農地）際の法面工事なので、基本的には植生はしない。
- ・ 土質や湧水など、法面崩壊の恐れがある場合は法面保護工を行う。
（ワラむしろ、木杭など）
- ・ 在来種が繁茂し、法面を保護する。

施工完了直後



ワラむしろによる保護



在来種繁茂



地山は残しての施工

